

「第5次犯罪被害者等基本計画」該当箇所抜粋

「第5次犯罪被害者等基本計画」該当箇所抜粋

重点課題第3 刑事手続等への関与拡充への取組

第2 具体的施策

1 捜査、公判等の段階における関与等に関する施策

(2) 告訴への適切な対応

犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促すなどの措置をとる場合もあり、直ちに告訴を受理することが必ずしも相当とはいえない場合もあるが、引き続き、告訴について可能な限り迅速かつ適切な対応が行われるように努める。【警察庁、法務省】（3-2）

(13) 公判前整理手続への関与の在り方の検討

犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等への在席を特に希望する場合であって、その理由、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等に在席することの弊害の有無・程度、弁護人の意見等を考慮して相当と認めるときは、係属裁判所に対し、犯罪被害者等又はその代理人弁護士の希望を適切に伝えるなどの配慮をするように努める。

そのほか、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、公判前整理手続の趣旨等にも留意しつつ、現行の刑事訴訟制度の基本構造に反しない範囲で犯罪被害者等又はその代理人弁護士による公判前整理手続への関与の在り方について、制度と運用の両面から多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（3-20）

(16) 被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等についての多角的検討

被害者参加制度の対象犯罪を拡大することに関する犯罪被害者等の要望があることを踏まえ、現行の対象犯罪が定められた趣旨との整合性、非対象事件の犯罪被害者等との間の均衡等の課題があることも考慮して、被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等について多角的な検討を行う。【法務省】（3-24）

(17) 傍聴時のプライバシー等への配慮

犯罪被害者等が公判を傍聴する場合に、事案の性質によっては、一般の傍聴人と共に傍聴したり、被告人から自身の姿が見える状態で傍聴したりすることが心理的に困難であること等から傍聴へのハードルが高いとの意見や、犯罪被害者等がビデオリンク方式で公判を傍聴することを認めることができな

いかとの意見がある。このような犯罪被害者等のニーズを踏まえ、犯罪被害者等のプライバシー等に配慮した公判の傍聴の方法について、いわゆる優先傍聴の在り方、犯罪被害者等がビデオリンク方式により公判を傍聴することやその具体的方法、遮蔽措置の利用を含め、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（3-25）

(21) 少年審判の傍聴制度の周知及び充実

少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）により導入された、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等による周知を徹底する。また、犯罪被害者等がビデオリンク方式により少年審判を傍聴すること及び犯罪被害者等から委託を受けた弁護士が少年審判を傍聴することといった、少年審判の傍聴制度の充実について、少年法の制度趣旨等も踏まえた上で、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（3-31）

(22) 医療観察審判の傍聴制度の充実

医療観察法においては、犯罪被害者等の関心に応えるため、裁判所が個々の事案に応じ、犯罪被害者等の審判期日における審判の傍聴を許すことができるとされているところ（医療観察法第47条第1項）、検察官が医療観察の申立てをした事件について、犯罪被害者等から医療観察審判の傍聴の意向が示されるなどした場合は、必要に応じて、手続を主宰する裁判所に犯罪被害者等の意向を適切に伝えるなどの配慮をするように努める。また、犯罪被害者等が傍聴する際の付添いやビデオリンク方式による傍聴、犯罪被害者等から委託を受けた弁護士による傍聴といった、医療観察審判の傍聴制度の充実について、医療観察法の制度趣旨等も踏まえた上で、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（3-32）